

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン長浜店 長浜市山階町271-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 滋賀不動産株式会社 長浜市八幡中山町535番地の6 代表取締役 伊藤和真 丸金石油株式会社 長浜市中山町6番27号 代表取締役 川地宏光
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 21,134平方メートル
    - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 1,050台
    - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 591平方メートル
    - エ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 627立方メートル
    - オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 6か所 届出書の添付図面記載のとおり
    - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後5時まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 24,409平方メートル
    - イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 1,004台
    - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 656平方メートル
    - エ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 668立方メートル
    - オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 5か所 届出書の添付図面記載のとおり
    - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
      - 廃棄物保管施設 No.1 午前6時から午後9時まで
      - 廃棄物保管施設 No.2 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日 令和5年7月30日
- 5 変更の理由 店舗リニューアルにより店舗面積が増床するため
- 6 届出年月日 令和4年11月29日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
    - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
    - 長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
  - (2) 縦覧期間 令和4年12月9日から令和5年4月10日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和5年4月10日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号